

広義の貨幣概念の必要性は、かつてのように見られた狭義の貨幣概念と経済活動のレベルとの関係が崩れるにしたがって、経済分析および政策策定の目的のために一般的に受け入れられるようになった。

4. 90. 金融制度や金融市場が異なった発展段階にある国々の間では、制度的取り決めも多様であり、また経時的に見ても、継続的な金融市場や金融手段の革新がある。そうしたことを前提とすると、多様な国々にとって適切かつ分析的に有益で、さらに長期間に渡って有効であるような、狭義または広義の貨幣の明確で実行可能な定義を作り出すことは不可能である。したがって、「体系」は、狭義および広義の貨幣の概念それ自体が有益かつ重要であることを認識してはいるものの、その定義づけを試みることはしない。
4. 91. 上述の様に、内訳部門としての「その他の預金取扱機関」は、預金、または広義の貨幣に含まれ、預金の密接な代替物によって負債を負っている法人の機関をカバーしている。しかしながら「その他の預金取扱機関」は、単純に「銀行」と呼ぶわけにはいかない。なぜなら、これらには自らを銀行と称していない法人の機関や、国によっては銀行と称することを禁止しているような法人の機関も含まれる一方、「銀行」と称している法人でも、実は上記のように定義した預金取扱機関ではない場合もあるからである。一般的に、「預金取扱機関」と「銀行」とは1対1で対応しない。
4. 92. 一国の金融諸手段と諸制度をみたとき、その預金が狭義の貨幣に該当するような預金取扱機関の部分集合を定義することに意義が認められ、分析的に有益であると考えられるならば、その部分集合を別個に扱うことが勧告される。この部分集合は「預金通貨機関」と呼ばれる。しかしながら、「その他の預金取扱機関」を、後の段落4. 94で詳しく説明するように、この方法で細分することができるとは限らない。

#### 預金通貨機関 (S. 1221)

4. 93. これは要求払いで、小切手やその他の支払手段によって譲渡可能な預金の形で負債を負う、居住者である法人・準法人の預金取扱機関により構成されている。そうした預金は、狭義の貨幣の概念に含まれるものである。このような金融機関には、小切手その他の手段によって、双方間の預金の移動を容易

にするために組織された共通の決済システムに参加する、いわゆる「クリアリング・バンク（手形交換所加盟銀行）」が含まれる。

#### その他 (S. 1222)

4. 94. 十分な譲渡可能性を持たない預金や広義の貨幣に含まれ、預金の密接な代替物となっているような短期の預金証書のような金融手段の形で負債を負っている、すべての居住者である法人・準法人の預金取扱機関を、この〈その他〉の範疇に含める。これらの法人は、たとえ譲渡可能な預金という形で負債を負うことが不可能か、またはできるとしてもそうしようとならないのではあるが、金融市場においては、資金獲得のために預金通貨機関と競合する。このカテゴリーには、貯蓄銀行（信託貯蓄銀行や貯蓄・貸付組合も含まれる）、信用協同組合、抵当銀行や住宅金融組合などが含まれる。しかし、強調しておかなければならないのは、このような金融機関を表わす用語は国によってさまざまに違っており、したがって、その識別のためには、その名称ではなく、機関の実際の機能を検討することにより判断することが必要であろう。さらに郵便局の貯金銀行その他の政府支配の貯蓄銀行も、政府とは別個の制度単位であるという条件でこのカテゴリーに含まれる。金融革新の結果、コンピューターや通信技術の改良があり、また多くの国において金融分野の規制緩和が行なわれた結果として、そうした機関のあるものの受け入れる預金には、伝統的な方法では十分な譲渡可能性はもたないものの、支払目的で利用されることが多くなってきており、遅れや困難もあまりなくまたコストもあまりかけずに部分的に譲渡可能なあるいは全面的な譲渡可能性までも有する預金に徐々に変形してきたようなものもある。以上のことは、狭義と広義の貨幣を明確に区別することの難しさと「預金通貨機関」と「その他」の預金取扱機関との区別が国によっては曖昧にならざるを得ず、実行上問題があるという状況を示している。

#### <保険会社および年金基金を除くその他の金融仲介機関 (S. 123) >

4. 95. この内訳部門は預金取扱機関、保険会社および年金基金を除く、金融仲介活動に主に従事しているすべての居住者である法人および準法人の金融機関

により構成されている。ここに含められる金融機関は、預金以外の形で金融市場において資金を調達し、その資金を使って、そのほかの種類の金融資産を取得するような機関である。それは、投資や資本形成をファイナンスすることに従事している金融仲介機関、たとえば、投資会社、ファイナンシャル・リースに携わる会社、割賦販売会社やその他個人金融、消費者信用の供給に従事している会社などである。

<金融補助機関 (S. 124) >

4. 96. この内訳部門は、金融仲介に密接に関連している活動に従事しているが、それ自身では仲介活動を行わない、すべての居住者である法人または準法人の機関によって構成されている。それは、証券ブローカー、ローン・ブローカー、起債会社、保険ブローカー等であるが、その他、金融機関による割引ないしリファイナンスを目的として手形や類似の手段の保証を裏書きすることによって行なうことを主要な業務としている会社や、広範な金融革新によって誕生したスワップ、オプション、先物その他のヘッジ手段を手はずすることを業務とする会社もここに含まれる。

<保険会社および年金基金 (S. 125) >

4. 97. この内訳部門は、居住者である法人・準法人の保険会社 (insurance corporations and quasi-corporations) および自律的年金基金によって構成されている。保険会社は、その主要な機能が生命、傷害、疾病、火災その他様々の保険を個別制度単位やそのグループに供給することである、法人、相互会社その他の実体である。

4. 98. ここに含まれる年金基金は、これを創設した単位とは別の制度単位として設定されているものであり、ある特定の雇用者グループのために退職後の収入を供給するために設立されたものである。こうした年金基金は、固有の資産および負債を持ち自己勘定で資本市場において金融取引に従事している。こうした基金は、民間や公的の個々の雇用主体によってか、もしくは、個別雇用主体とその雇用者の共同により組織され管理されている。また、それには雇主と雇用者の双方または一方が定期的に拠出している。この年金基金には独立に組織された基金を持たない民間または政府主体の雇用者の年金制度や、独

立組織された基金であっても、その基金の準備金が単に雇用主体自身の準備金に上乗せされたり、雇用主体により発行された有価証券の投資に使われるような場合は含まれない。

5. いくつかの特殊ケースにおける内訳部門分割

4. 99. 金融機関部門と非金融法人企業部門との境界近くに位置している法人を含む多数の特殊な場合の扱い方をここで特記しておくことは有益であろうと思われる。

<持株会社>

4. 100. この章の前半部で説明したように持株会社 (holding corporations) とは、複数の子会社グループを支配し、その主たる活動がそのグループを所有し管理することにあるような法人である。持株会社は、全体としてその法人企業グループの主な活動が金融であれば、金融として分類される。子会社の規模に関する適切な情報がない場合、持株会社は、単純にそれが支配する法人企業の過半数が金融であれば金融として分類される。同様に、金融持株会社は、それが支配する法人グループの従事する金融活動によって類型別に内訳分類される。たとえば、法人グループが主に保険業に従事しているのであれば、その持株会社は「保険会社および年金基金」の内訳部門に分類される。かりにそのグループに1つだけ際だった金融活動がない場合には、その持株会社は「保険会社および年金基金を除くその他の金融仲介機関」に分類される。

<規制機関>

4. 101. 金融機関を規制し、監督する機関は、そのステータスにより金融もしくは非金融に分類される。たとえば、政府の一部で、別個の制度単位とみなされず、つまり準法人としての扱いを受けない機関は、一般政府部門にそのままとどめるべきであり、金融機関部門に配置しなすことはできない。このような機関が別個の制度単位である場合は、中央銀行に含める。

<副次的金融活動>

- 4.102. 金融革新の一つの形態は、従来金融機関によって、あるいは金融機関を通して伝統的に行なわれてきた活動の中で、非金融法人企業自身が直接的に行なえるようになった活動が急激に拡大したことである。たとえば、国によっては、財の生産者や小売業者が直接に消費者に消費者信用を供与する傾向が出てきている。もう一つの例としては、国によっては、非金融企業が貨幣市場や資本市場において、直接その企業独自の債券を売ることによって資金を調達する傾向もあらわれている。しかしながら、これらについては、以下のように取り扱うこととする。すなわち、
- (a) 非金融企業が金融活動に従事するため、子会社の

ような新しい制度単位を創造することはしない。  
(b) その企業において、金融活動が副次的活動にとどまる。

という、二つの条件を満たす場合には、このような企業は全体として非金融に分類しておくこととする。

- 4.103. 同様な原則は金融機関部門の内訳部門分割にも当てはまる。たとえば、多くの中央銀行は、商業銀行業務にも従事している。しかしながら、その場合でも、商業銀行業務を含めて、一つの制度単位として中央銀行全体を「中央銀行」に内訳分類する。同様の理由により、中央政府内の、政府から独立した制度単位でない機関により実行される中央銀行機能または通貨当局型機能は、中央銀行内訳部門に配置しない。

E. 一般政府部門およびその内訳部門

1. 序論：制度単位としての政府

- 4.104. 政府単位は、政治的過程を経て設立された独特の法的実体であり、ある特定の地域内の他の制度単位に対して、立法、司法、行政の権限を有するものである。制度単位という観点からすると、政府の主要な機能とは、そのコミュニティーまたは個別家計に対する財貨やサービスの供給に責任を負い、税や他の収入により、その資金的手当てをすること、さらに、移転という手段を用いて所得や富を再分配すること、また非市場生産に従事することである。一般的に、

(a) 政府単位は、通常、その他の制度単位から税を徴収すること、あるいは、強制的移転によって、資金を獲得する権限をもっている。「体系」で制度単位と認められるための基本的な要求を満たすため、政府単位は、国、地域または地方のどの水準であろうと、その他の単位から税を徴収するか、あるいは他の政府単位からの移転により独自の資金を確保し、その政治的目的を遂行するために、その資金の一部または全部を支出する権限を有すべきである。また政府単位は、自己勘定で資金の借入れを行なうことも可能でなくてはならない。

(b) 政府単位は通常、3種類の最終支出を行なう。

(i) 第1の支出グループは、公務、防衛、法律の施行、公衆衛生など、集会的サービスのコミュ

ニティーへの無償の提供に対する現実支でないし帰属支出である。こうした支出は、市場の失敗の結果、政府により集会的に組織され、一般的な税収や他の収入によって賄わざるを得ないのである。

(ii) 第2の支出グループは、無償または経済的に意味を持たないほど低廉な価格で、個別家計に財貨やサービスを供給することに関わる支出である。こうした支出について、個人からその使用量に従って料金を徴収することも可能ではあるけれども、社会的、政治的目的の追求のために、政府により意識的に負担され、税または他の収入により、資金の手当てがなされる。

(iii) 第3の支出グループは、所得および富を再分配することを目的として、他の制度単位、ほとんどは家計へ支払われる移転である。

- 4.105. 一国内に中央、州および地方政府のようにさまざまな水準の政府がある場合、多くの別個の政府単位が存在する可能性がある。さらに、社会保障基金も政府単位の構成要素である。このような様々な種類の政府単位については、一般政府部門の内訳部門分割を説明した後に述べる。

<生産者としての政府単位>

- 4.106. 家計と同様に、政府単位も財貨やサービスの生産に従事する非法人企業を所有し運営する場合があ